

# 宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、宮城県地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関し必要な協議を行うため、宮城県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域路線バス等の在り方に関すること。
- (5) 具体的な地域路線バス等の休廃止等に伴う対応に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者又はその者の推薦を受けた者を委員とし、これらの委員をもって構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、宮城県企画部長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときはその職務を代理する。
- 7 会長は、必要に応じて協議会の会議に臨時の構成員を加えることができる。
- 8 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌々年度の最初の協議会の会議開催日前日までとする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。
- 9 委員は、再任を妨げない。

## (検討会)

第4条 第2条各号（第5号を除く）に関して、圏域ごとの実情や課題を把握するため、協議会に別表第2に掲げる圏域区分ごとに検討会を置く。

- 2 検討会に関し必要な事項は、別に定める。

## (部会)

第5条 第2条第5号に関して、協議会に別表第3に掲げる地域区分ごとに部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 協議会は、別に定めるところにより、部会の協議をもって、協議会の協議とするこ

とができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、第2条第5号に関して、協議すべき事項が一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村長を議長とすることができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

(委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると判断するときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書類の提出等)

第8条 会長は、協議会の運営上必要があるときは、それぞれの委員に対し、書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議等の結果の尊重)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

2 協議会において、第2条第5号に規定する事項について、路線又は事業の休廃止の申出から6か月以内に協議が整わない場合にあっては、届出どおりに事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げない。

(秘密の保持)

第10条 協議会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、宮城県企画部地域交通政策課において処理する。

(分科会)

第12条 道路運送法施行規則第4条第2項の規定に規定する地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業又は同規則第49条第1号に規定する交通空白地有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長が設置する地域公共交通会議については、協議会に対し設置の届出を行った場合に、協議会の分科会とする。

- 2 協議会は、分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。
- 3 前項の場合において、地域公共交通会議の主宰者は、その協議結果を議長に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県地域路線バス等対策連絡協議会設置要綱（平成13年2月14日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。

別表第 1

- ・ 学識経験者
- ・ 国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長
- ・ 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長
- ・ 公益社団法人宮城県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人宮城県タクシー協会専務理事
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社東北本部企画部長
- ・ バス事業者の代表者
- ・ 宮城県交通運輸産業労働組合協議会議長
- ・ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長
- ・ 宮城県高等学校長協会会長
- ・ 宮城県老人クラブ連合会会長
- ・ 地域おこし協力隊の代表者
- ・ 仙台市都市整備局公共交通推進課長
- ・ 石巻市復興企画部地域振興課長
- ・ 気仙沼市震災復興・企画部交通政策課長
- ・ 白石市市民経済部まちづくり推進課長
- ・ 登米市まちづくり推進部市民協働課長
- ・ 栗原市企画部市民協働課長
- ・ 大崎市市民協働推進部まちづくり推進課長
- ・ 大河原町政策企画課長
- ・ 亘理町企画課長
- ・ 宮城県警察本部交通企画課長
- ・ 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長
- ・ 宮城県企画部長
- ・ 宮城県土木部道路課長
- ・ 宮城県土木部都市計画課長

別表第 2

圏域区分	構成市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
大崎・栗原	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
石巻・登米・気仙沼	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町

別表第3

地域区分	構成市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
大崎	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原	栗原市
登米	登米市
石巻	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼	気仙沼市、南三陸町